

## 鈴鹿市職員等公益通報取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、法令違反等に関する通報を職員等から受け付ける体制を整備し、通報者の保護を図りながら適切な措置を講ずることで、不正を未然に防止するとともに、透明で公正な市政の運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「法令違反等」とは、職員の職務遂行にあたっての次に掲げる行為をいう。

- (1) 法令等に違反又はこれに至るおそれのある行為
- (2) 人の生命、身体、健康、財産等に対し、重大な影響を及ぼすおそれのある行為

第3条 この要綱において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局、教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関、消防機関並びに水道事業（以下「市の機関」という。）に勤務する職員（非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。）
- (2) 市の機関を役務の提供先とする派遣労働者
- (3) 市の機関との請負契約その他の契約に基づく事業に従事する労働者

### (通報窓口及び方法)

第4条 通報は、総務部を総合窓口とする。

- 2 職員等は、前項の窓口にて、違法性の有無に関する質問等、通報に関連する相談も行うことができる。
- 3 通報は、文書（封書）、電子メール又はファクシミリにより行うものとする。

### (通報処理に係る職員の責務等)

第5条 通報処理にかかる責任者（以下「通報処理責任者」という。）は、総務部に置く。

- 2 通報処理を行う職員（以下「通報処理職員」という。）は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

### (通報者の責務)

第6条 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他不正の目的で通報してはならない。

- 2 通報者は、客観的事実に基づき、誠実に通報を行わなければならない。

3 通報者は、当該通報に係る調査に協力しなければならない。

(通報の受付)

第7条 通報処理職員は、通報を受けたときは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実の把握に努めるとともに、通報者に対し、不利益取扱いのないこと及び秘密が保持されることを説明しなければならない。

2 通報処理責任者は、通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し通知しなければならない。

(調査の実施)

第8条 通報処理責任者は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、20日以内に通知しなければならない。

2 関係者からの事情の聴取、書類の閲覧その他の必要な調査は、総務部が行うものとする。

3 調査の実施にあたっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

4 調査中は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果を取りまとめ次第、通知するよう努めなければならない。

5 調査を受ける所属及び職員は、正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。

6 前項の所属及び職員は、通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。

(是正措置等)

第9条 市長は、調査の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講じるものとし、必要があるときは、関係職員の処分を行うものとする。

2 市長は、法令違反等が第3条の市長以外の機関（以下「市の他の機関」という。）に関するものであるときは、市の他の機関の長に調査結果を報告するとともに、必要な是正措置を講ずるよう要請するものとする。

3 前項により要請を受けた市の他の機関の長は、必要な是正措置を講じるとともに、結果を市長に報告しなければならない。

4 市長又は市の他の機関の長は、通報処理終了後、是正措置等が十分に機能しているかについて適切な時期に確認し、必要があるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努めなければならない。

(是正措置等の通知)

第10条 通報処理責任者は、前条の是正措置等の内容について、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し通知するよう努めなければならない。

(通報者の保護)

第11条 通報者は、通報又は相談をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

2 市長又は市の他の機関の長は、通報又は相談したことを理由として、通報者に不利益な取扱いを行った者や正当な理由なく通報に関する秘密を漏らした者等に対し、適切な措置を講じるものとする。

3 市長又は市の他の機関の長は、通報処理の終了した後も通報者に対し、通報したことを理由とした不利益な取扱いや、職場での嫌がらせ等がないかを適宜確認するなど、通報者に対し十分な配慮を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。